○国家公安委員会規則第七号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十二条第二項の規定に基づき、科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則（昭和三十四年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号及び第二号を次のように改める。

一　犯罪の捜査に関連する麻薬、覚醒剤その他の薬物についての研究、実験、鑑定及び検査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する化学の研究及び実験並びに化学を応用する鑑定及び検査に関すること。

第十七条に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する微細物（第十五条第一号に規定する薬物、前条に規定する毒物、劇物及び環境汚染物質並びに次条に規定する物質を除く。）についての研究、実験、鑑定及び検査に関すること。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓　令

検事総長
検　事　長
検　事　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

法務大臣　江田　五月

○法務省訓令第１号

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第22条第１項中「662人」を「671人」に改める。

別表第８の２を次のように改める。

別表第８の２（第16条の２関係）

地　方　検　察　庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1

附　則

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

告　示

○総務省告示第百三十九号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年に発生した災害に係る同条第１項の地方公共団体を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

都道府県
都道府県名
岩手県
宮城県
福島県
茨城県

○文部科学省告示第六十六号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号イの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和の項中「第十一学年」を「第十一学年及び第十二学年」に改め、同表伯人学校イーエーエス浜松の項の次に次のように加える。

ムンド・デ・アレグリア学校	静岡県	ペルー課程の中高課程の第四学年及び第五学年の課程に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第一ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和の項の改正規定は、平成二十二年九月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十二年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第三条第１項の表を次のように改める。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進並びに統計・情報の整備及び利用の総合的な推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
2　地球規模保健課題推進研究事業及びその推進事業	我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ること、日本国及びアメリカ合衆国の両国におけるアジア地域にまん延している疾病に関する共同研究を実施すること並びにアジア地域を中心とする保健医療に関する研究協力の充実を図ることを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
3　厚生労働科学特別研究事業	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究事業	指定型